

労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱

1 趣旨・目的

労働分野において我が国に蓄積されている知見を活用し開発途上国に対する協力を効果的に実施することにより、開発途上国における社会開発に寄与するとともに、国際社会における我が国の国益の確保を図るため、ILO（国際労働機関）拠出金事業をはじめとした労働分野に関する技術協力のあり方について政労使及びILO関係者等による意見交換を行う。

2 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際労働担当）が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会の事務局は、厚生労働省大臣官房国際課国際協力室にて行う。

3 参集者

別紙のとおり

4 開催時期

年1～2回 程度

5 検討事項

ILO 拠出金事業をはじめとした労働分野に係る技術協力のあり方について

(別紙)

労働分野経済協力に係る政労使懇談会
参集者

政府	勝田 智明	厚生労働省大臣官房総括審議官(国際労働担当)	
	大鶴 知之	厚生労働省大臣官房国際課長	(欠席)
	秋山 伸一	厚生労働省大臣官房国際課統括調整官	
	山谷 裕幸	厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長	
使用者側	棕田 哲史	(一社)日本経済団体連合会専務理事	
	松井 博志	(一社)日本経済団体連合会国際協力本部参事 (ILO 使用者側理事)	
	野村 良寿	(一社)日本経済団体連合会国際協力本部主幹	
労働者側	逢見 直人	日本労働組合総連合会事務局長	(欠席)
	桜田 高明	日本労働組合総連合会国際顧問 (ILO 労働者側理事)	
	吉田 昌哉	日本労働組合総連合会総合国際局長	
ILO 関係者	田口 晶子	ILO 駐日事務所代表	(欠席)
	上村 俊一	ILO 駐日事務所次長	(欠席)

第 11 回 労働分野経済協力に係る政労使懇談会議事要旨

1. 日時：平成 27 年 6 月 25 日（木） 16：00～17：50
2. 場所：厚生労働省国際課会議室（13 階）
3. 議題
 - (1) 労働分野の国際協力の実施状況について
 - (2) 今後の労働分野の国際協力の進め方について
 - (3) 平成 27 年度予算等について
 - (4) その他

4. 議事要旨

議題 1

※事務局から資料 1～4 について概要説明、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである。

○国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業（資料 4－8）について

（労働者側）国際労働財団（JILAF）が実施する草の根支援事業に対して日頃からのご理解に感謝するとともに、この種の事業は安定性・継続性が重要であるので長期的な視点でご配慮いただきたい。また、ILO マルチバイ事業との共催・協働について今後も継続した働きかけをお願いしたい。

（政府側）今年の ILO 総会でもインフォーマル経済からフォーマル経済への移行に関する勧告が取り上げられるなど、インフォーマル労働を解消するために手を打つべきだと考えており、我々としては本事業を継続性を持って実施していきたいと考える。一方、インフォーマル対策は行政だけの努力では進めることが難しく、民間との協力が非常に重要。

○事業成果とその評価について

（使用者側）国民の税金を使って実施している事業なので、説明責任は果たしていくべきであると考え。PDCA を適切に回す、KPI など数値目標を管理しながら、結果を分析するべきと考える。わかりやすいように資料を示して

もらえれば事業への理解が促進される。

（政府側）事業については、少なくとも3つの観点から評価を実施。厚労省内で年に1度、行政事業レビューとして前年度の事業が予算額に見合う成果を出したかについて事業成果を評価し、結果を公表している。2つ目は会計検査院による会計監査が5年に1回実施され、事業費の使途が厳しくチェックされている。3つ目は、ILOの内部評価として各事業に対する第三者評価が行われており、事業の効率性や妥当性など国際的な指標から事業を評価し、報告書を作成・公表している。今後もできる限りPDCAの視点を持って説明させていただければと思う。

（使用者側）ILOでの第三者評価について、どういう人が実施するのか。事業実施前の評価はあるか。

（ILO駐日事務所）プロジェクト開始にあたっては、全てのコンセプトノートや実施計画はいろいろな部署で承認をもらう必要がある。本部の労働者活動局と経営者活動局からも承認を得なければならないので、それぞれの局が労働者・使用者にとってベネフィットがあると判断しないとプロジェクトは立ち上がらない。100万ドル以上の規模であれば外部の評価者に依頼するが、100万ドル以下のプロジェクトの規模であれば、第三者評価は行わず、ILO内部の評価をする部署に所属する利害関係の全くない者が評価を実施。

（使用者側）明確な評価をするにはプロジェクトデザインの段階から評価項目を留意しながらつくりあげていくような配慮が必要であると思う。各事業について、何をアウトカムとして求めるのか、今後も問い続けていきたい。

○アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業（資料4-6）について

（使用者側）この事業のように企業に裨益するものは10年前には受け入れられなかった概念であるのでありがたい。当事業では好事例収集とあるが、セミナーの資料なども含め是非とも広く情報共有していただきたい。情報共有の仕方はどのようなものか、日本語で共有できないか。

（政府側）好事例の情報共有については、まずはILOアジア太平洋地域総局（ROAP）のウェブ上で共有していく。日本語での情報発信については、今後各国の情報を整理した上で、対応していきたい。

議題2

※事務局から資料5～6について説明を行った後、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである。

○アジア社会セーフティネット構築支援プログラム改定案（資料5-1）について

（使用者側）重点分野の順序を変更した理由は何か。重点分野の（4）労働市場への参入・復帰を促す制度整備が最初であり、（1）インフォーマルが（4）と違ったレベルで存在し、次に（2）適切な労働条件確保、最後に（3）所得保障という順序が適切であると考えます。

（政府側）重点分野の順序についてはご意見をいただいたので再検討させていただきます。

（労働者側）プログラム改定案に賛同させていただきたく。特に留意点（2）「ILO条約の批准を含む国際労働基準の実施を促進する」に関しては、援助対象国だけでなく、我が国みずから155号（労働安全衛生）や183号（母性保護）の批准に向けて取り組んでいただきたい。

（政府側）留意点（2）についての我が国の取組については常に国会など様々な場でご指摘いただいているところ。引き続きご指摘いただきながら個別に進めさせていただきます。

○その他

（労働者側）G7エルマウサミット首脳宣言においては「持続可能なサプライチェーンを促進し、ベストプラクティスを奨励する」とある。日本の好事例を10月のG7雇用労働大臣会合の中で是非披露していただきたい。また、来年の日本開催のG7でも、サプライチェーンにおけるディーセント・ワークについての考え方を引き継ぐ考えはあるのか。また、同首脳宣言は救済へのアクセスにも触れている。OECD多国籍企業行動指針のためのNCPのピア・ビューを日本は2011年の指針改訂後に任意で初めて実施した。引き続きこのような取組を行っていただきたい。

（政府側）ドイツが言うベストプラクティスは児童労働・強制労働をラベリングする、といったことを含む概念であり、消費者への説明など厚労省だけでは対応できないものも含まれる。厚労省としてはベトナムでのCSRの取組などについてPRできるよう検討したい。

（労働者側）社会セーフティネットの構築に関しては、アジアでは中間層が育っておらず、貧困層が多い。これについては特に最低賃金への対応が重要。ILO条約87号・98号を批准していない国では、最賃が政府によって決められている、最賃制度自体がない、制度があっても守られないなどの状況があり、特に三者協議の体制が弱いところでそれが顕著である。そのような意味から、

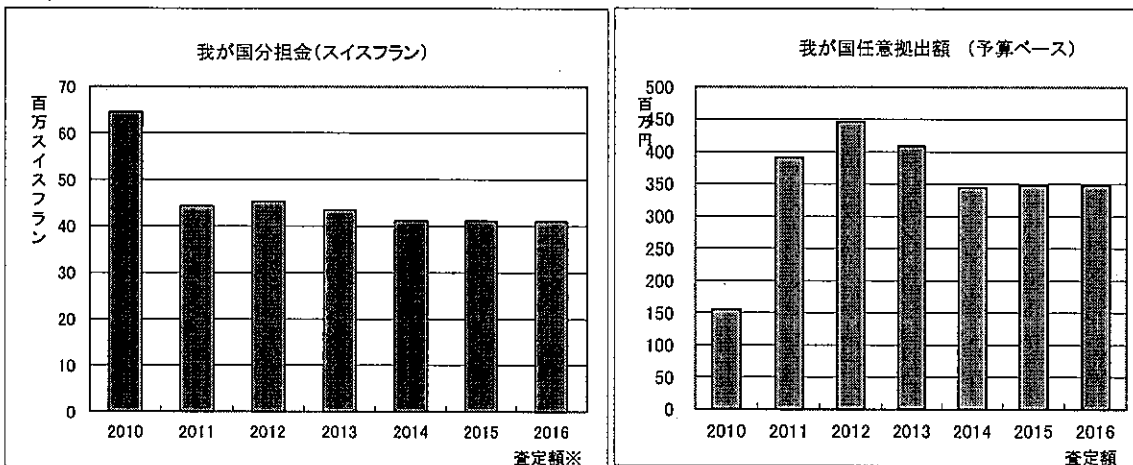
留意点（１）の「社会対話の促進」には特に賛同する。アジアでは中核的労働基準の批准をしていない国が多く、社会対話の基盤を整え、ディーセント・ワークを実現することが重要である。来年のILOアジア太平洋地域会議（APRM）までに少しでも進捗がはかれることを願っている。

（政府側）労使対等の場で話し合うことは重要。ILOマルチバイ事業のほとんど全ての事業で、政労使で集まり、話し合う場を設けるようにしている。最低賃金についても、そうしたノウハウが活かされてくると思う。2016年のAPRMでは、日本としてどのような貢献ができるか考えていかななくてはならない。

ILO我が国分担金及び任意拠出金の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
我が国分担額(スイスフラン)	64,458,621	44,270,747	45,336,995	43,438,454	41,221,506	41,190,223	41,037,661
(千円)	5,672,359	3,763,015	4,080,331	3,822,585	4,287,038	4,778,067	5,170,746
分担率(% / 順位)	16.632%(2位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	10.839%(2位)	10.839%(2位)	10.839%(2位)
我が国任意拠出額(千円)	155,016	391,231	446,602	408,659	343,847	348,110	348,109
合計	5,827,375	4,154,246	4,526,933	4,231,244	4,630,885	5,126,177	5,518,855

注)任意拠出金の額にはSKILLS-AP(APSDEP)を除く



ILOに対する任意拠出の各国順位(2012-2015)

(単位:US\$)

年	2012	2013	2014	2015
順位	①アメリカ ②カナダ ③日本 ④ロシア ⑤オランダ	①スイス ②米国 ③Multi-Bilateral Donors* ④ノルウェー ⑤カナダ ⑪日本	①アメリカ ②スウェーデン ③ノルウェー ④オランダ ⑤日本	①アメリカ ②スイス ③ノルウェー ④カナダ ⑤スウェーデン ⑧日本
日本の任意拠出金総額	10,360,048	4,496,237	6,042,799	4,659,429
総額に占める日本の割合	10.4%	2.5%	6.2%	5.1%

* ILO Development Cooperation Dashboard (予算外技術協力資金(Extra-budgetary technical cooperation funding(XBTC))における順位) 2016年4月26日時点。

* Multi-Bilateral Donors : 政府と民間の合同出資

ILO/日本マルチ・バイ事業等の変遷

	労使関係	労働基準	安全衛生	雇用	女性・子ども	人材養成	不特定・その他
2016			労働安全衛生活動促進支援				TPP加盟国労働環境水準 社会保険
2015	日系企業支援			社会的保護 (モンゴル)			トリノセンター 社会セーフティネット基金
2014				労働者保護の確保された雇用への移行支援事業 (南アジア)			
2013				雇用分野セーフティネット整備支援事業(ASEAN)			
2012			健康確保対策事業 (ILO-WHOコラボ) (ベトナム)	グリーンジョブ戦略支援			震災基金
2011	労使関係プロジェクト (ASEAN)						
2010				若年者雇用機会拡大事業 (スリランカ)			
2009				移民労働対策事業 (タイ及び周辺国)			
2008							
2007							JTO 育成事業
2006							
2005							
2004		中核的労働基準促進事業					
2003					女性のための雇用開発・強化事業 (ベトナム、カンボジア)		
2002			労働安全衛生体制・管理手法プロジェクト	障害者雇用促進 若年者雇用シンボ		児童労働問題セミナー	
2001				雇用促進プロジェクト (中国)			経済危機起因雇用問題
2000							
1999						SKILLS-AP (APS DEP)	
1998							インドシナ労働問題解決支援事業
1997							フェローシッププログラム
1996	健全建設的労使関係基礎づくり	国際労働基準セミナー					労働統計改善
1995			建設業安全WS	農村部における就業促進対策 (バングラデシュ・パキスタン)	女性の就業機会拡大支援事業 (インドネシア、ネパール)		
1994			化学物質安全WS		女性就業支援・保護		
1993							東欧における労働問題協力事業
1992					雇用機会均等セミ		
1991			機械災害防止協力				フェローシップ実施のための調査
1990	労使関係調査・教育	中小企業への基準周知		農村部における就業促進対策 (タイ・フィリピン)			
1989		最低賃金政策の確					
1988			安全衛生の確保協				
1987							福祉厚生セミナー
1986					婦人労働の多様化		
1985		賞金制度セミナー					
1984			労働条件改善WS				
1983	労使協議制度セミ						
1982		賞金制度改善スタディ・セミ					
1981			労働条件改善スタディ・セミ				
1980							労働市場情報セミ
1979			労災防止・補償等研				
1978							労働行政幹部セミ
1977				労働力計画地球会議			
1976							
1975							
1974					婦人労働行政地域会議		

※ 太幅は予算規模5,000万円以上継続の大規模事業。

平成28年度国際労働機関(ILO)等関連予算について

ILO分担金 51.7億円 (27年度47.8億円)

4,104万スイスフラン × 126円 = 51.7億円(加盟国に課される義務的経費)
(日本の分担額) (査定レート)

ILO等への拠出金事業等 4.2億円(27年度4.2億円)

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

社会セーフティネット構築のための重点支援分野

- 1) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度(積極的労働市場政策)の促進
(公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など)
- 2) 社会的保護が確保された雇用への移行促進(インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出等)
- 3) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進(労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働CSR活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など)
- 4) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築
(失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備等)

ILOを活用した支援

マルチバイ事業

- ・アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業【61,367千円】
- ・ILO国際研修センター(センター)における研修プログラム開発・実施事業【31,325千円】
- ・アジア地域における社会保険制度整備支援事業(推進枠)【46,136千円】
- ・アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業(新規)(推進枠)【59,057千円】
- ・TPP加盟国における労働環境水準の向上(新規)(推進枠)【65,655千円】

基金

- ・アジア地域等における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業【84,569千円】

ASEAN事務局との協働による支援

委託

- ・ASEAN・日本 社会保障・雇用政策ハイレベル会合開催事業【23,189千円】

国内国際協力団体を活用した支援

補助

- ・国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業【48,321千円】

平成 27 年度労働分野の国際協力の概要

1. アジアにおける社会的保護制度整備支援事業 3千1百万円
モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図ると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。
2. 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業 3千1百万円
南アジアにおいて全労働者の8割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。
3. アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業 1億9百万円
アジア地域における社会セーフティネット構築の基盤となる、政府系調査研究機関の能力向上・ネットワーク化支援、労使関係団体の活動支援、民間援助団体の評価・指導、ネットワーク化、災害への対応支援等、被援助対象のニーズに応じた分野横断的な支援を実施する事業。
4. アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業 7千2百万円
賃金決定のプロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対する国際機関（ILO）からの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、日系企業等が活動しやすいビジネス基盤を整備する事業。
5. ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業 3千1百万円
ILO国際研修センターにおいて、雇用・社会保障政策に関する日本の優れた知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献する。
6. アジア地域における社会保険制度整備支援事業 3千1百万円
アジア諸国における社会セーフティネットとしての社会保険制度の整備と、その適切な施行のため、各種社会保険制度のノウハウを移転し、日本の社会保険労務士制度を参考とした社会保険制度の実施と労使紛争解決制度の整備を支援する事業。

7. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2千5百万円

社会福祉、保健医療及び雇用政策の分野における ASEAN 諸国との緊密な関係をさらに発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10ヶ国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、日本及び ASEAN 諸国間の情報・経験の共有と、中長期的な協力関係の構築を目指し議論を行う。(今年度から雇用政策分野のハイレベル行政官を招へいしている。)

8. 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業

4千8百万円

公的なサポートが行き届かない開発途上国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、社会的に脆弱な人々及びその家族などの組織化(互助団体の設立)し、自律的な組織活動の確立を図る事業。

社会セーフティネットの構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力の推進
ーアジア社会セーフティネット構築支援プログラムー

平成22年5月作成

平成27年6月最新改定

1 アジア太平洋地域の開発協力を取り巻く状況

アジア・太平洋地域は、世界人口の約6割を擁するとともに、世界的な金融・経済危機の影響も比較的軽微にとどまるなど、世界の成長センターとして高い経済成長率を維持している。しかしながら、この地域においては、インフォーマル労働者など経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者が存在し、貧富の差は拡大している状況にある。一部の国では、それら格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっている。このため、APEC 首脳会議^{※1}、G20 サミット・労働大臣会合^{※2}などの国際会議や ILO 総会など^{※3}の場においても、繰り返し取り上げられ、包摂的かつ持続可能な発展を確保するためには、社会的弱者を救済し、再生産させないためのセーフティネット構築の必要性が強調されている。

とりわけ、近年では、2013年4月にバングラデシュで発生したラナプラザ倒壊事故をはじめ、開発途上国を中心に多発する重大な労働災害や、多国籍企業のサプライチェーンにおける労働環境の問題など、社会的保護の中でも労働者保護といわれる労働条件や労働安全衛生の整備が世界的な関心事項となっており、G7 首脳会議^{※4}や G20 雇用労働大臣会合^{※5}などでも取り上げられている。さらに、2015年を目標年としたミレニアム開発目標(MDGs)に続くポスト MDGs としての「持続可能な開発目標(SDGs)」^{※6}において、「すべての人に対する完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進」が目標の一つに掲げられる予定であるなど、労働分野の諸問題に対する国際協力の推進及び国際社会における協調的な取組が求められている。

また、2015年2月には、我が国の援助方針の基本理念や重点事項を定めた ODA 大綱が「開発協力大綱」に改定され、開発途上国の対等なパートナーとしての日本、日本の経験と知見・教訓の活用、民間部門主導の成長促進、包摂的で持続可能で強靱な「質の高い成長」の実現など、今後の我が国の援助方針が示されたところである。さらに、「日本再興戦略」の重要施策として位置付けられている「インフラシステム輸出戦略」において、日系企業の事業活動促進のための環境整備を目的として、「日系企業が直面する賃金・労使関係等の労務問題改善支援」が掲げられるなど、我が国への裨益を考慮した戦略的な支援が求められている。

さらに、我が国は、少子高齢化に伴い労働力人口が縮小しつつあり、今後も経済成長を維持するためには、労働生産性を向上させると同時に、とりわけアジア・太平洋地域における成長を取り込んでいくことが求められる。そのためにも、我が国が、同地域において「質の高い成長」を実現するための基盤整備を積極的に推進することが必要となる。この観点から、アジア諸国等に対して、インフォーマル雇用の解消、安全で健康的な職場の実現、社会保障の拡充、基礎的な職業訓練の提供など、社会セーフティネットの整備を目的とした開発協力を実施することが求められている。

以上を踏まえ、厚生労働省として取り組むべき労働・社会保障分野の国際協力の重点分野及び実施方法について検討を行った結果は以下のとおりである。

※1 シンガポール APEC 首脳会議宣言(2009年11月)、横浜 APEC 首脳宣言(2010年10月)

※2 ピッツバーグ G20 サミット首脳声明(2009年9月)、グアタラハラ G20 労働大臣会合成果文書

- (2012年5月)、ロスカボス G20 サミット成果文書 (2012年6月)
- ※3 ILO アジア太平洋地域会議 (2011年12月)、第101回 ILO 総会 (2012年) において「国内の社会的保護の土台に関する勧告(第202号)」が採択、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) 成果文書 (2012年6月)
- ※4 G7エルマウサミット (2015年6月) 首脳宣言
- ※5 メルボルン G20 雇用労働大臣会合 (2014年9月) 共同宣言
- ※6 2015年9月の国連総会で採択予定

2 重点分野

我が国が行う労働・社会保障分野の開発協力は、1に示した社会セーフティネットの必要性に関する国際的コンセンサス及び我が国の開発協力に関する方針等を踏まえ、以下の4分野を重点分野とする。

- (1) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度 (積極的労働市場政策) の促進
公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など
- (2) 社会的保護が確保された雇用への移行促進
インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出など
- (3) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進
労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働 CSR 活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など
- (4) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築
失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備など

3 実施方法

我が国は、社会セーフティネット構築に関する豊富な経験及び知見を蓄積しており、単独でもアジア・太平洋地域においてこの分野における十分な貢献をなしえる資源を有するが、より効果的、効率的かつ持続可能性の高い協力を行うためには、国際機関、ASEAN等と連携の上、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力 (「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」) を推進する必要がある。

同プログラムは、我が国政府が主体となり、2で示した重点分野を踏まえ、国・地域のニーズ、状況に応じた支援内容を定めた上で、事業内容に最も適切な機関等と協力して実施する。具体的には、労働・社会保障分野の国連専門機関である国際労働機関 (ILO) の専門知識とネットワークを活用した支援 (任意拠出・人的支援の強化)、ASEAN 域内での労使関係団体育成・参画促進、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の開催、国内の国際協力団体の持つ国際労使ネットワークを通じた草の根支援、JICA を通じた技術協力等を実施する。また、これらの支援は、他の分野の開発協力事業と十分な連携を保ちつつ実施する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 我が国の政・労・使が積極的に連携を図るとともに、支援国においても政・労・使による社会対話を促進する。
- (2) 我が国の支援を通じて、ILO 条約の批准を含む国際労働基準の実施を促進する。
- (3) リスクに対して脆弱な人々 (インフォーマル労働者、低所得者、女性、移民労働者、障害者など) や地域に対して特別な配慮を行う。
- (4) 法制度の適切な運用を担う人材の育成を積極的に支援する。

社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力の推進

—アジア社会セーフティネット構築支援プログラム—

背景

経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者の存在

- アジア・太平洋地域の経済成長の陰で、インフォーマル労働者など社会的弱者の存在
- 貧富の差の拡大と、それら格差による社会・政情不安

開発途上国を中心に多発する重大な労働災害と労働環境の問題

- 多国籍企業のサプライチェーンにおける労働環境の問題

アジア・太平洋地域内の「質の高い成長」の実現

- 我が国が今後も経済成長を維持するために、アジア・太平洋地域の成長を取り込むことが不可欠
- 包括的で持続可能で強靱な「質の高い成長」を実現するための基盤整備が必要

対応

社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 包括的かつ持続可能な発展を確保するため、社会的弱者を救済し、再生産させないセーフティネット構築が必要
- 世界的なサプライチェーンにおける労働者の権利、労働条件及び環境保護の促進
- 持続可能な開発目標(SDGs)におけるディーセント・ワークの促進

開発協力に対する国内におけるコンセンサス

- 開発援助大綱の改定(平成27年2月):開発途上国の対等なパートナーとしての日本、日本の経験の共有
- 日本再興戦略・インフラシステム輸出戦略:日系企業のビジネス環境整備のための労務問題改善支援の観点

社会セーフティネット構築のための重点支援分野

(1) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度(積極的労働市場政策)の促進

- 公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など

(2) 社会的保護が確保された雇用への移行促進

- インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出など

(3) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進

- 労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働CSR活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など

(4) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築

- 失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備など

実施内容

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

- 我が国は社会セーフティネット構築の経験、知見を蓄積
- 我が国政府が主体となり、他の分野の開発協力事業と連携を図りつつ、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等と協力して推進

ILOを通じた支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的貢献の強化)

ASEAN事務局との協働による支援

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実

国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援
- JICAを通じた技術協力の活用

平成 28 年 4 月

アジアにおける社会的保護制度整備支援事業概要

1 事業概要

モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図ると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。

2 事業予算

平成 25 年度 86,051 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 26 年度 61,967 千円

平成 27 年度 31,526 千円

3 事業期間

平成 26 年 1 月～平成 28 年 12 月

4 事業内容

1. モンゴル、ASEAN において脆弱な人々の所得保障及び就業能力施策の策定及び実施のための能力と知識を高める
 - 1.1 社会的保護強化のための ASEAN 政労使の能力向上
 - 1.2 高齢者保護と若年者雇用に対する政策の知識と経験の共有（老齢年金、若年者雇用政策及び所得保障の統合政策）
 - 1.3 専門家の活動を通じた高齢者保護、失業者保護、社会サービス実現に関する南南協力の推進（モンゴルの事例を ASEAN に普及させる）
 - 1.4 ASEAN・モンゴルの政労使向け職業訓練 (Hands-on training) の実施（失業時保護、高齢時の所得保障）
2. ABND (Assessment Based National Dialogue on Social Protection (ILO)) を通じた社会的保護の拡大、雇用サービス支援、職業訓練の実施に関する優先提言が関係者に承認される
 - 2.1 ABND を通じた省庁間・三者間による協議のための社会保護チーム設立
 - 2.2 ABND の報告書案の作成
 - 2.3 ABND 報告書の普及
- 3 地方の若者等、脆弱な人々の就業能力と所得保障向上のための具体的施策

- 3.1 2つのパイロット地区における労働市場等の調査
 - 3.2 パイロット地区における収入の安定に関連した就業能力プログラムの設計
 - 3.3 地方政府などが若年遊牧民向けの所得保障や積極的労働市場政策等を実施するための能力構築プログラムの実施
- 4 自営業者、遊牧民等脆弱な人々に対する老齢年金適用拡大に向けての具体的施策
 - 4.1 自営業者、遊牧民等向けの老齢年金制度の設計
 - 4.2 政府職員等に対する訓練を通じた社会保障制度運営能力向上
 - 4.3 ILO 102 号条約（社会保障の最低基準）批准のための技術支援
- 5 既存のワンストップショップのネットワークの利用による政策調整、社会保障及び雇用支援サービス実現のための統合メカニズムの向上
 - 5.1 省庁間での政策調整の枠組みの構築
 - 5.2 地方レベルの社会的保護、雇用サービスのワンストップショップの強化
 - 5.3 社会保障や社会的保護の床の重要性についての意識向上キャンペーン
- 5 進捗状況
 - ・平成 26 年から平成 27 年

ASEAN 政労使会合開催時の ASEAN 分野別会合への提言採択、ASEAN 分野別会合における労使代表者の参加及び行動計画案の採択、「一つの窓サービス（SWS）」に関するモンゴルへの専門家ミッション団の派遣と概況報告書及びビデオ作成、トリノセンターにおいてモンゴル政府職員へのフェローシップ（公的年金構築）

国連とモンゴル政府による社会保護チーム会合実施と ABND 報告書案の作成
若年雇用と社会保護に関するタスクフォースの設立（パイロット地区となる 2 県）、評価実施に基づくパイロット事業の行動計画の作成

遊牧民・自営業者・インフォーマル労働者向け老齢年金制度の設計支援と政労使関係者の合意、政府職員に対するニーズ調査に基づいた訓練の実施等
 - ・平成 28 年

失業保護に関するガイドの公表、地方の若者に対するパイロット事業のまとめ、総括ワークショップの開催、102 号条約批准のためのワークショップ等

平成28年4月

南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業の進捗状況

1 事業概要

南アジアにおいて全労働者の8割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

2 事業予算

平成23年度 116, 170千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成24年度 92, 285千円

平成25年度 69, 826千円

平成26年度 59, 454千円

平成27年度 31, 454千円

3 事業期間

平成24年～28年

4 事業内容

- 1.1 登記されていない小規模企業及び自営業者のフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- 1.2 インフォーマル労働者のフォーマル化、フォーマル労働者のインフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- 2.1 仕事が豊富な成長戦略が対象地域で実施される。
- 2.2 フォーマル化の準備が整ったグループが格上げとリスク軽減サービスにリンクされる。
- 3.1 WEB ベースによる知識共有と監視のための基盤が開発され、機能する。
- 3.2 プロジェクトの好事例、文書、ビデオを共有する。
- 3.3 国レベルの政労使及び他の利害関係者がフォーマル化のための取り組みに係る国際経験を積む。

5 進捗状況

・平成24年

インド、ネパールにて知識共有のためのワークショップを開催（12月）

・平成25年

労働市場関係者への調査の結果、3か国にて、地方での事業対象となる業種が特定される。ネパールにおいては、企業のフォーマル化、起業支援等を通じたフォーマル化のための事業を開始。

インドにて、インフォーマル経済対策に関する地域レベル（Sub-regional）でのワークショップを開催（5月）。

ネパールにおいては、労働法改正、雇用政策の改善に向けた支援、地方レベルでの政策対話を実施。

知識共有と監視のための2つのウェブサイトを開設

インフォーマル経済対策に関する教材をトリノセンターとともに開発 等

・平成26年

ネパールにおいて、零細企業及び自営業者に対する登録・免許に関する情報キャンペーン、地域事務所の企業登記データベースの開発支援、起業家訓練の実施
バングラデシュにおいて、新労働法に関する政労使向け研修、建設労働者に対する職業訓練及び登録事業を実施

インドにおいて、ネパール・バングラデシュからのスタディツアー受入

三カ国政労使参加による地域レベルでのワークショップ（4月、ネパール）、トリノセンターの資金援助によるグローバルアカデミーへの政労使代表者の参加（トリノ）、フォーマル化に関する報告書等の作成、関係者に対するニュースレターの発信開始

・平成27年

ネパールにおいて、登録・免許に関するキャンペーン、企業登記の開発支援、バングラデシュにおいて、建設労働者に対する職業訓練の実施

インドにおいて value chain に関する調査及びキャパシティービルディングの実施。バングラデシュ及びネパールにおいて、広報用のビデオ完成

平成28年

ネパールにおける、零細企業及び自営業者に対する登録・免許に関する情報キャンペーン、地域事務所の企業登記データベースの開発支援、起業家訓練の実施
バングラデシュにおける、新労働法に関する政労使向け研修、建設労働者に対する職業訓練及び登録事業、インドにおける value chain に関する調査及びキャパシティービルディングの実施等の継続、過去4年間のまとめ、及びターゲット地域で行ってきた取組（登録手続、職業訓練等）の普及、好事例の取りまとめ、継続的な取組のための政府への働きかけ等

平成28年4月

ILO／日本社会セーフティネット基盤整備支援基金概要

1 概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア地域を対象として、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金であり、日本政府が全額を拠出してILOアジア太平洋総局に設置したものの。

2 基金運営状況

23年6月	基金に係る枠組文書の交換
24年6月	第1回事業公募
24年7月	専属マネージャ配置
	第1回選考委員会開催（9件採択）
25年1月	第2回選考委員会開催 （フィリピンミンダナオ島災害対応1件採択）
25年2月	第3回事業公募
25年5月	第3回選考委員会（11件採択）
25年12月	第4回選考委員会 フィリピン台風30号被害支援（1件採択）
26年1月	第5回選考委員会（3件採択）
26年9月	第6回選考委員会（7件採択）
27年1月	第7回選考委員会（1件採択）
27年3月	第8回選考委員会（2件採択）
27年5月	第9回選考委員会（1件採択）
27年5月	第4回事業公募
27年6月	第10回選考委員会（5件採択）

3 採択状況

（1）第1回採択

申請状況	22件	計約451万ドル
採択状況	9件	計約82万ドル

(2) 第2回採択 (フィリピン・ミンダナオ島災害対応)

申請状況 1件 約10万ドル

採択状況 1件 約7万5千ドル

(3) 第3回採択

申請状況 22件 計約416万ドル

採択状況 11件 計約154万ドル

(4) 第4回採択 (フィリピン台風30号被害支援)

採択状況 1件 計50万ドル

(5) 第5回採択

申請状況 4件

採択状況 3件 計約33万ドル

(6) 第6回採択

申請状況 21件

採択状況 7件 計約86万ドル

(7) 第7回採択

申請状況 1件

採択状況 1件 計約5万ドル

(8) 第8回採択

申請状況 2件

採択状況 2件 計約28万ドル

(9) 第9回採択

申請状況 1件

採択状況 1件 計約11万ドル

(10) 第10回採択

申請状況 13件

採択状況 5件 計約60万ドル

4 予算額

平成27年度拠出額 108,687千円

平成26年度拠出額 122,402千円

平成25年度拠出額 141,099千円

平成24年度拠出額 104,044千円

平成23年度拠出額 120,859千円

平成 28 年 4 月

アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業の進捗状況

1 事業概要

インドネシア、ベトナムにおいて、賃金決定のプロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対する ILO からの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、アジアに展開した日系企業等が活躍しやすいビジネス基盤を整備する事業。

2 事業予算

平成 26 年度 70,454 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 27 年度 72,187 千円

平成 28 年度 61,367 千円

3 事業期間

平成 27 年～平成 29 年

4 事業内容

【インドネシア】GBA、OSH、IRプロジェクトの好事例共有による持続可能で包括的な成長のための職場と産業（平成 27 年度：381,916 米ドル）

アタカ 1 持続可能で包括的な成長に寄与する職場と産業の成長のための政策対話と制度面での能力の強化

- 1.1 国レベル・地域レベルの労使関係の政策展開について収集し、普及する。
- 1.2 政労使に関連した ASEAN の労使関係政策に関するポジション・ペーパーを最低 2 つ作成し、ASEAN 政策立案者に伝達する。
- 1.3 毎年、労使関係に関する地域セミナーを開催する。
- 1.4 労使関係のテーマに関する知識源を、ILO の Web プラットフォームや他の仕組みを通して広く共有し、推進する。
- 1.5 持続可能で包括的な成長のための職場と産業の推進に関する地域セミナー及び国レベルセミナーを開催する。
- 1.6 持続可能で包括的な成長を促進する職場と産業を支援するための公共政策に関する好事例と教訓をマッピングし、まとめる。

アタカ 2 産業分野と職場の持続可能性と競争力を促進するための地域の政労使組織と支援体制の強化

- 2.1 政労使三者フォーラムにおいて産業レベルでのビジョンと優先行動を確認する。
- 2.2 生産性向上、環境管理、職場環境について労働者及び使用者を支援する実践的なツール、アプローチを用いて、産業の支援体制を向上させる。
- 2.3 企業が経験した、実務的な修正点や教訓について、国レベル・国際的な政策フォーラムに資するよう、文書化し、集約する。

【ベトナム】アジアにおける社会的責任のある労働慣行を通じた、より多くのより多い仕事（平成27年度：160,608米ドル）

ア外4 1 ベトナムのエレクトロニクス分野の多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行の強化

- 1.1 ベトナムのエレクトロニクス分野において、社会的責任のある労働慣行に関する一般的な知識ベースを構築し、社会的責任のある労働慣行を促進するためのパートナーシップ・アプローチを発展させるための調査を行う。
- 1.2 多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行を促進するため、政労使三者等による対話プラットフォームを確立し、国家行動計画を採択する。
- 1.3 社会的対話の改善等を通して、職場におけるコンプライアンス及び良い企業統治の文化を強化する。
- 1.4 外国直接投資または多国籍企業による投資の投資国（日本）と投資受入国（ベトナム、インドネシア、SSN基金事業の対象国であるミャンマー、パキスタン）間の効果的なパートナーシップモデルを特定する一環として、教訓を文書化する。

5 進捗状況

・平成27年

インドネシアにおける労使関係に関する調査（特に賃金プロセス、労使対立の事例）
労務管理者に関する調査（現行の労務管理者に関する法的根拠、企業からの意見等）
ILO 専門家の派遣（調査及び労働省との政策協議）
政府関係者等への研修やワークショップの開催
ベトナムにおいては電気産業におけるCSRの実態調査を実施
政労使、大使館等を参集した事業開始のためのワークショップを開催

・平成28年（予定を含む）

政府関係者等への研修(引き続き)
ILO 専門家の派遣
IR（労使関係）regional セミナーの開催（9月日本（於：幕張）で予定）
ASEAN会合でのシェア
国内ワークショップの開催 等

平成28年4月

ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業の進捗状況

1 事業概要

ILO国際研修センターにおいて、雇用・社会政策に関する日本の知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献し、あわせて我が国のプレゼンスを高める事業。

2 事業予算

平成25年度	30,831千円
平成26年度	29,570千円
平成27年度	31,326千円
平成28年度	31,325千円

3 事業期間

平成25年度開始

4 事業内容

- ・能力開発分野における研修センターの知識ベースの拡張及び強化
- ・研修カリキュラム及び関連する研修資料の策定
- ・個別研修コースの促進ツール開発
- ・研修コースの組織、提供及び評価

5 主な進捗状況

- ・平成25年（9月～12月）
キャリアガイダンスに関する研修（10月）、能力開発に関する研修（12月）
- ・平成26年（1月～12月）
雇用サービスに関する研修（2月・8月）、キャリアガイダンスに関する研修（4月・6月）、スキルのニーズに関する研修（10月）、職業訓練施設の運営管理に関する研修（11月・12月）
- ・平成27年（1月～12月）
職業訓練施設の運営管理に関する研修（2月）、能力開発施設の財務に関する研修（3月）、能力開発に関する研修（5月）、キャリアガイダンスに関

する研修（6月）、労働監督による職場の法令遵守に関する研修（12月）、
労働監督官向け労働安全衛生監督課程の管理者に関する研修（12月）

・平成28年（1月～8月（予定））

労働安全衛生及び労働監督課程の管理者に関する研修（1月～6月）、労働
安全衛生及び労働監督課程に関する研修（5月・7月）

平成 28 年 4 月

アジア地域における社会保険制度整備支援事業の進捗状況

1 事業概要

アジア諸国における社会セーフティネットとしての社会保険制度の整備と適切な施行のため、各種社会保険制度の構築と運用に関する知見・ノウハウを生かし、日本の社会保険労務士制度を参考とした社会保険制度の実施と労使紛争解決制度の整備を支援する事業。

2 事業予算

平成 27 年度 73,042 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 28 年度 46,136 千円

3 事業期間

平成 28 年～平成 30 年

4 事業内容

アタカ 1 ASEAN 加盟国において、社会保険を拡張し、知識や経験を増やし、その結果として、ASEAN における自営業者やインフォーマル、中小企業労働者に重点を置いた社会保険の範囲を広げ、国家レベルでの政策を提案する。

- 1.1 自営業者等に対する社会保険法の普及を促進するための戦略や慣習に関する知見等。
- 1.2 社会保険政策をデザイン、実行する ASEAN の政策作成者等の能力を強化する。

アタカ 2 ベトナムにおいて、改善された政策を通じて社会保険制度により、より多くの労働者を網羅する。

- 2.1 社会保険を普及するうえでの支障、忠告の分析。
- 2.2 よりよい社会保険法を執行するための施行や通達を促進する。

アタカ 3 インドネシアにおいて、サポートサービス等を通じて、より多くの労働者を網羅する。

- 3.1 社会保険を普及するうえでの支障、事例に基づいた忠告の分析。
- 3.2 日本における社会保険労務士制度を含む異なる国々の知見を通じて、社会保険監察の役割を高める。

アタカ 4 ミャンマーにおいて、改善された政策、法律等を通じて、社会保険の普及を拡張する。

- 4.1 利害関係者間で社会保険の拡張に向けた政策を議論する。
- 4.2 社会保険が普及されていないグループが社会保険にアクセスしやすくする観点で新しい、改善された社会保険制度を推奨する。

平成 28 年 4 月

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（公募により決定）

3 交付決定額

平成 23 年度 57,712 千円

平成 24 年度 54,229 千円

平成 25 年度 44,389 千円

平成 26 年度 41,995 千円

平成 27 年度 48,321 千円

平成 28 年度 48,321 千円

4 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ、ラオス

5 27年度事業実施状況

①インフォーマルセクター労働者とその家族のスキルの向上

タイ、ネパール、バングラデシュ、及びラオスにおいて、ライフサポートセミナー等の開催により、409名に公的制度、家計教育、互助制度などの情報提供を実施し、組織化を図った。これによりインフォーマルセクターの生活改善底上げに繋がった。

②職業訓練の実施

タイにおいて、本業訓練として英会話訓練、有機農法、マーケティング(ILO と共催)などの職業訓練を提供するとともに、副業訓練として、カレーペースト作りの訓練を行い、収入改善へ繋がった。ネパールにおいては、縫製、美容、キャンドル作りなどの基礎的・上級職業訓練ならびに識字訓練(週6日6カ月)を実施し(合計215名)、訓練修了生が就業している。

バングラデシュにおいては、溶接、縫製、皮革訓練(ILO と共催)を実施し、大半が就業・起業した。ラオスにおいては、英会話訓練や有機農法訓練を提供し(計70名)、収入改善へ繋がった。

③現地互助組織の設立・拡大

タイの各事業地域において、それぞれ相互扶助を基本とする協同組合を設立し、計202名が新規加入した。ネパールにおいては、事業を通じて設立した既存の協同組合へ、新たに120名

が加入した。バングラデシュにおいては、2つの地域において協同組合を設立し、計500名が加入した。

④国際シンポジウムの実施等

事業で得られた教訓や経験を共有し、アジア諸国へ普及することを目的とした四カ国政労使代表者会議(バングラデシュ・ダッカ)、各国政労使による国別ワークショップを開催した。

6 28年度事業

次の事業を順次実施中。

- ①現地での事業継続のため、指導的役割を担う核となる人材の育成・強化
- ②ライフサポートセミナーの開催と各種支援を受けるためのネットワークカードの付与
- ③職業訓練
- ④互助組織(協同組合)の本格展開支援
- ⑤既存ネットワークによる自主的な職能訓練・就労の支援
- ⑥平成27年度から対象国として追加したラオスにおいて、ライフサポートセミナーの実施、互助制度の構築、職業訓練支援等を引き続き実施

労働分野におけるJICA協力を一覧(主なもの)

平成28年5月1日現在

国名	プロジェクト名(個別専門家含む)	分野	事業期間	スキーム	主な活動内容
インドネシア	労働政策アドバイザー	労働政策	2015.8 -2016.8	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門 家)	インドネシア労働・移住省に対し、JICAを通じて政策アドバイザーを派遣し、職業能力開発制度に関する助言や人的資源の競争力強化の支援を行う。また、関係機関に対して労使双方に有益な雇用・労使関係構築、労使紛争軽減に関する助言を行うとともに、先方の関心事項を踏まえ、日本における労働関係の諸制度をワークショップなどを通じて紹介する。
カンボジア	産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト	カリキュラム開発	2015.10 -2017.9 ※プロジェクト期間 2015.9-2020.3	JICA 技術協力 プロジェクト	パイロット校の電気分野のディプロマ・コースの質が強化されるよう、標準訓練パッケージの開発、指導員の能力強化、産業界との連携強化等を促進するため、プロジェクト全体を監督すると共に、カリキュラム開発に関する指導を行う。
	産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト	電気	2015.10 -2017.10 ※プロジェクト期間 2015.9-2020.3	JICA 技術協力 プロジェクト	パイロット校の電気分野のディプロマ・コースの質が強化されるよう、標準訓練パッケージの開発、指導員の能力強化、関連施設・機材の維持管理体制構築等に必要電気分野の技術的助言及び指導を行う。
ミャンマー	労働行政政策アドバイザー	労働行政政策	2016.4 -2018.4	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門 家)	労働法、労使関係、職業能力開発等の労働行政全般の体制構築に向けたミャンマー政府の取り組みを支援し、労働関連政策の整備、労働者の技術水準の向上による、海外企業の投資促進及び、同国の経済・社会活動の活性化に貢献するもの。
ベトナム	職業能力開発制度アドバイザー	職業能力開発	2015.8 -2017.7	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門 家)	以前長期派遣されていた技能検定制度構築アドバイザーによる制度改善の定着支援とともに、ものづくり系職種への展開が必要となっており、ベトナムの職業訓練制度および国家技能検定制度が産業界のニーズに適合するよう、また、自立的に運営できるよう支援を行う。
	ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト	能力開発	2013.9 -2016.6 ※プロジェクト期間 2013.6-2016.6	JICA 技術協力 プロジェクト	前フェーズでは商工省傘下のハノイ工業大学において、切削技術、板金・溶接技術等の技能者育成にかかる能力強化を図ってきたが、これらの技術はハノイ工業大学内での訓練に限定されていた。ベトナム全体の産業人材育成能力を強化するため、ハノイ工業大学の持つ人材育成に係るノウハウを他の職業訓練機関へ移転するため、ハノイ工業大学における指導員の能力向上のための研修制度と体制の整備を行う。
ヨルダン	キャリアガイダンス／雇用システム能力向上プロジェクト	雇用	2013.5 -2016.5 ※プロジェクト期間 2013.5-2016.5	JICA 技術協力 プロジェクト	ヨルダンの労働管理事務所(EO)における業務マネジメント及び提供する雇用サービスの改善、労働省と他省等との連携の検討・強化を通じて、労働省主導の下、EOの業務改善、マネジメント及び提供する雇用サービスの強化等を図り、関連機関との連携が構築され、公的雇用サービスを通じた求職者・求人者双方による、アクセス、マッチングを改善させる。
ウガンダ	産業人材育成体制強化支援プロジェクト	カリキュラム開発／人材育成	※プロジェクト期間 2015.3-2020.3	JICA 技術協力 プロジェクト	関連企業が参画して、ナカワ職業訓練校のディプロマコース及び企業在職者向け短期訓練コースのカリキュラム開発を行うなど、産業界との協働体制による実践的なコースの設立を実現し、民間セクター主導の成長促進及び日系企業の対ウガンダ進出の基盤となるビジネス環境整備に貢献していく。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。

ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合について
 "ASEAN-Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies"

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN 地域における社会保障分野の人材育成を強化し、日本と ASEAN 諸国の協力関係を強化することを目的に、ASEAN10 カ国の社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当する行政官を招聘して、2003 年から開催している。（雇用政策行政官の招聘は 2011 年から。）
- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉開発大臣会合の目的を遂行するために日本が行う協力事業として、関係国間で位置づけられている。

2. 発足までの経緯

- 1996 年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
 東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997-2002 年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
 （医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003 年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第1回	2003. 11. 4 -11. 7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第2回	2004. 8. 30 - 9. 2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第3回	2005. 8. 29 - 9. 1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第4回	2006. 8. 28 - 8. 31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第5回	2007. 8. 27 - 8. 30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第6回	2008. 9. 8 - 9. 11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して） －保健と福祉の緊密な連携の下で－
第7回	2009. 8. 30 - 9. 2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第8回	2010. 8. 30 - 9. 2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第9回	2011. 10. 25-10. 28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～
第10回	2012. 10. 23-10. 25	東京	自然災害における社会的弱者への対応
第11回	2013. 12. 3-12. 5	東京	Active Aging
第12回	2014. 10. 21-10. 23	東京	高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む
第13回	2015. 10. 20-10. 22	神戸	災害から人・暮らし・未来を守る

4. 第14回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1) 日時：平成28年11月9日（水）～11月11日（金）

場所：東京都近郊

テーマ：障害者や高齢者の社会参画の促進とアクセシビリティの改善

2) 参加者

- ASEAN 10 カ国※の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計40名）
※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- 中国、韓国の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計6名）

3) 協力機関

ASEAN 事務局、WHO 関係機関、国際労働機関(ILO)駐日事務所、独立行政法人国際協力機構(JICA)を予定

4) プログラム

- 【1日目】 ・基調講演、パネルディスカッション、協力機関講演
- 【2日目】 ・視察
- 【3日目】 ・パネルディスカッション、会議のまとめ（リコメンデーション採択）

5. ASEAN+3 保健・社会福祉・労働大臣会合、高級事務レベル会合への報告

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等	労働大臣会合等
2004年	4月第1回大臣会合（於 マレーシア）	12月第1回大臣会合（於 タイ）	—
2005年		11月第2回高級事務レベル会合（於 マレーシア）	—
2006年	6月第2回大臣会合（於 ミャンマー）	12月第3回高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	—
2007年		12月第2回大臣会合（於 ベトナム）	—
2008年	10月第3回大臣会合（於 フィリピン）	12月第4回高級事務レベル会合（於 フィリピン）	—
2010年	7月第4回大臣会合（於 シンガポール）	1月第5回高級事務レベル会合（於 シンガポール） 11月第3回大臣会合（於 ブルネイ）	—
2011年	7月第1回高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	9月第6回高級事務レベル会合（於 タイ）	—
2012年	3月第2回高級事務レベル会合（於 フィリピン）、 7月第5回大臣会合（於 タイ）	9月第7回高級事務レベル会合（於 ベトナム）	5月高級事務レベル会合、大臣会合（於 カボジア）
2013年	8月第3回高級事務レベル会合（於 シンガポール）	9月第8回高級事務レベル会合（於 カボジア） 9月第4回大臣会合（於 カボジア）	5月高級事務レベル会合（於 インドネシア）
2014年	6月第4回高級事務レベル会合（於 タイ） 9月第6回大臣会合（於 ベトナム）	11月第9回高級事務レベル会合（於 ラオス）	5月高級事務レベル会合、大臣会合（於 ミャンマー）
2015年	9月第5回高級事務レベル会合（於 ベトナム）	9月第10回高級事務レベル会合（於 マレーシア）	5月高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2016年	第6回高級事務レベル会合（於 ブルネイ）予定 第7回大臣会合（於 ブルネイ）予定	第5回大臣会合（於 インドネシア）予定 第11回高級事務レベル会合（於 インドネシア）予定	5月高級事務レベル会合、大臣会合（於 ラオス）